

令和 7 年度 東京都社会福祉協議会

保育士修学資金就職準備金貸付 貸付申込みのしおり

〔目次〕

制度概要・申込関係のご案内	1
従事先施設一覧	6
貸付申込書記入例	7

令和7年度 東京都社会福祉協議会 保育士修学資金就職準備金貸付

貸付申込みのしおり

<制度概要>

1 趣旨

保育士養成施設（以下、養成施設という）に在学する方に、就職のための費用の貸付をすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付内容

貸付額	20万円以内
貸付回数	一人につき一回限り
利子	無利子
交付	一括交付

3 返還免除（次の①～⑤をすべてを満たしていること）

- ①養成施設を卒業した日から、
- ②1年以内に保育士登録を行い、
- ③東京都内の従事先施設等（対象は6ページの一覧の種別のみ）において、
- ④5年間継続して（過疎地域等で従事した場合または中高年離職者の場合は3年間）、
 - *「継続して」とは、月と月の間をあけないこと（月を単位として継続していること）です。例えば3月に退職した場合、4月中に再就職し従事を開始しないと継続したことになりません。
 - *過疎地域等…過疎地域、離島及び中山間地域等のこと。都内では、あきる野市の戸倉地区及び小宮地区（あきる野市戸倉・養沢・乙津）、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村が該当。
 - *中高年離職者…養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方
- ⑤保育士業務に従事した場合
 - *非常勤職員の場合は年間180日以上勤務する必要があります。

4 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ①養成施設卒業後1年以内に都内の従事先施設等において保育士業務に従事しているとき
- ②修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき

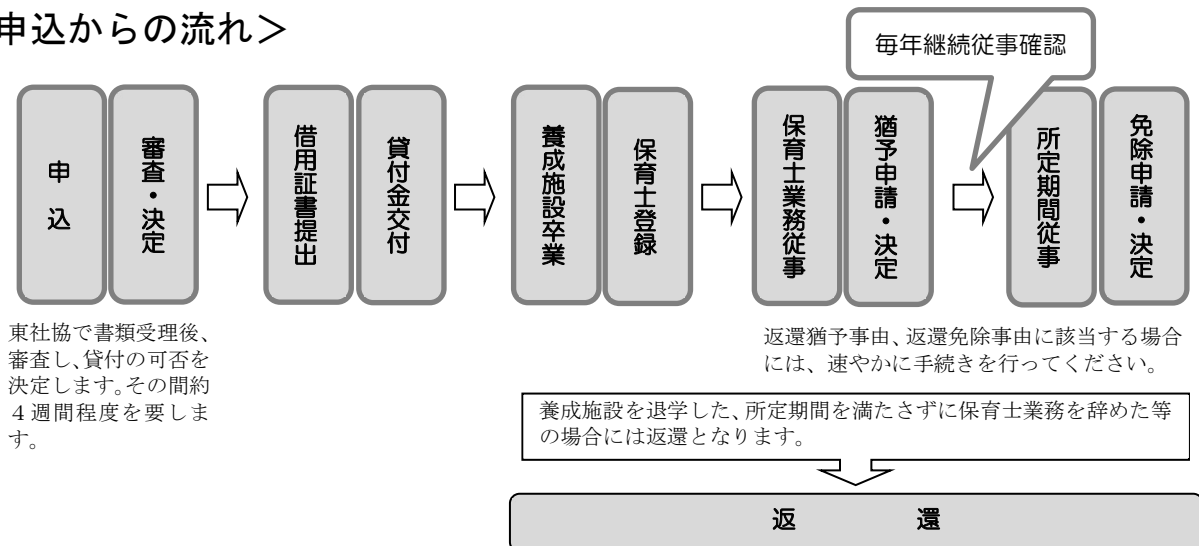
5 返還（上記3または4に該当しないときは返還になります）

- （1）返還期間 8ヶ月以内
- （2）返還方法 月賦、半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- （3）延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

6 申込み及び貸付決定

養成施設長の推薦を受け、養成施設を通じて東京都社会福祉協議会（以下、東社協という。）にお申込みください。東社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定し通知します。

<申込からの流れ>



<申込みにについて>

1 申込者

(1) 申込者の要件（令和7年度現在、在学する養成施設の正規の修学期間の最終学年にあたり次の①～⑥の要件をすべて満たす方）

- ①都内に住所を有している（住民登録している）
または 在学中の養成施設（通信制を除く）の所在地が都内
- ②学業が優秀である
- ③家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる
※申込の段階での所得制限はありませんが、予算枠を超過する数の申込があった場合、所得の低い方から優先的に貸付けする場合があります。
- ④月額保育士修学資金を借りていない
- ⑤他県が実施する保育士修学資金を借りていない
- ⑥卒業後、以下の区分ごとに示した年数以上、都内の従事先施設等（対象は6ページの一覧の種別のみ）において継続して保育士業務に従事する意思がある
 - ア) 過疎地域等で従事または中高年離職者 3年
 - イ) 上記以外 5年

※過疎地域等の詳細は<制度概要>の3をご参照ください。

※申込者は、65歳までに保育士業務従事による返還免除を受けられる年齢であることが望ましいとしています。従事先施設等においては、定年年齢（継続雇用制度も含め）を65歳としているところが多く、その年齢を超えて保育士業務に従事することが難しい状況にあるためです。

※申込者の国籍は問いませんが、申込者の要件を満たせない場合（卒業後保育士業務に従事可能であることが確認できない在留資格の場合等）は貸付できません。以下の場合には申込可能です。

- ・申込時点の在留資格が「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の場合
- ・申込時点の在留資格が「家族滞在」で「定住者」への変更予定が客観的に確認できる場合（変更申請意思と日本の小中高の卒業証明書等の写しが確認できる場合）

※生活保護受給者への貸付については、貸付申込に際し、本貸付金が収入として認定されないことの確認を福祉事務所に行います。貸付申込にあたっては事前に福祉事務所のケースワーカーに必ずご相談ください。福祉事務所長の意見書をご提出いただく場合があります。

(2) 中高年離職者について

- ①申込者が養成施設入学時点において45歳以上、かつ離職して2年以内の場合は、中高年離職者として扱います。
- ②この場合、返還免除に関わる従事期間が3年間となります。
- ③貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認することはできません。

2 連帯保証人

(1) 連帯保証人の要件（次の①②の要件をすべて満たしていること）

①次の基準以上の収入を有する成年者である

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人	10人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円	648,000円

※「世帯人員」は連帯保証人本人を含めた人数（「連帯保証人+連帯保証人の被扶養者」の人数）です。

※「基準以上の収入」は前年の収入で確認します。

②この修学資金について、他に保証していない（他の修学生の連帯保証人になっていない）

※上記要件を満たせる場合、連帯保証人の年齢及び国籍は不問です。但し、外国籍の場合は在留資格に応じて追加の確認（帰国の予定がないか等）をする場合があります。なお、本会からの各種通知等は日本語のみ、引落口座は国内口座のみの対応です。外国語でのご案内等はできません。

※貸付決定後、契約前（借用証書提出前）に連帯保証人を変更することは原則できません。

※貸付決定後、印鑑登録証明書をご提出いただきます。

3 申込方法

- (1) 貸付申込書は、在学する養成施設より入手してください。
- (2) 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、養成施設に提出してください。養成施設にて推薦状を添付し、東社協に送付します。
- (3) 養成施設から東社協への書類提出期限は養成施設に周知しています。詳細は養成校にお問い合わせください。
- (4) 提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんのでご了承ください。

4 貸付申込書類記入上の注意

- (1) 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。熱により消せるボールペンは使用しないでください。
- (2) 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- (3) 貸付申込書の署名欄は、各該当者ご自身による署名捺印が必要です。
- (4) 貸付申込書に記入漏れ・押印漏れ等がないかを確認してください。
- (5) 必要書類がすべて整っていることを確認し、「必要書類確認表」にチェック☑を入れてください。

＜必要書類について＞

申込者は、以下の必要書類を整え、養成施設に提出してください。

必要書類		備考
申込者		
保育士修学資金貸付申込書		・記入漏れ・押印漏れはないか ・訂正は二重線で消し、訂正印
住民票（締切日から３ヶ月以内発行・コピー不可）		申込書に記入した 現住所 の住民票
中高年離職者の場合		
い ず れ か	雇用保険被保険者離職証明書	
	離職先の会社等による離職証明書等	
	その他〔 〕	
申込者と生計を一にする家族		
住民票（締切日から３ヶ月以内発行・コピー不可）		申込書に記入した 現住所 の住民票
連帯保証人		
前年の収入を証明する書類		
い ず れ か	源泉徴収票の原本	写しは不可
	確定申告書の第一表・第二票の写し	e-Tax の場合：受付日時が印字されたもの又は受信通知を添付。 e-Tax 以外の場合：所得税の納税証明書（その１）を添付。
住民票（締切日から３ヶ月以内発行・コピー不可）		申込書に記入した 現住所 の住民票

※申込締切日は申込時期により異なります。詳細は養成校へお問合せください。

- * 貸付申込書に生計を一にする家族の前年の収入額をご記入いただきます。
- * 「生計を一にする家族」について
 - ・「生計を一にする家族」とは「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」のことです。前年の源泉徴収票や確定申告書等に記載された被扶養者等の氏名の状況で確認します。
 - ・申込者が扶養されている場合、「扶養者」、「申込者」、「扶養者が申込者以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。
 - ・親や配偶者と同居していても、申込者に収入等があって、親や配偶者の扶養に入っていない場合は、親や配偶者と生計を一にすることにはなりません。
 - ・親や配偶者と別居していても、申込者が親や配偶者の扶養に入っている場合は、親や配偶者と生計を一にすることになります。
 - ・申込者が扶養者である場合は、申込者が扶養している家族が該当します。
 - ・確定申告書の「事業専従者」は生計を一にする家族に該当します。
- * 「前年の収入額」は、各自の源泉徴収票または確定申告書の金額をご記入ください。証明書類の提出は原則不要です。（審査の過程で必要な場合は提出を依頼することがあります。）

(注 1) 連帯保証人の収入を証明する書類について

- ①確定申告書の写しを提出する場合は、税務署の受付印があることとし、「第一表」「第二表」とも提出してください。
- ②確定申告を e-Tax で行った場合、申告データに受信通知を印刷したものを添付し、提出してください。
- ③確定申告を e-Tax 以外で行った場合、所得税の納税証明書（その 1）を添付し、提出してください。
- ④確定申告書の前年分が間に合わない場合のみ、前々年分での提出が可能です。
- ④年金収入の場合、「年金収入の源泉徴収票」の原本を送付ください。（源泉徴収票以外の通知書等は不可です。）
- ⑤源泉徴収票原本または確定申告書の写しでご提出ください。真にやむを得ない場合のみ、源泉徴収票原本または確定申告書の写しが提出できない理由等のメモを付して、課税証明書（区市町村で発行）等、前年の収入額と世帯人員数が明確に確認できる書類をご提出ください。但し、提出内容によっては申請後追加の問合せをする場合があります。

(注 2) 住民票について

- ①養成施設入学のために他県より都内へ転入した場合は、転入後の住所により申込むこととし、住民票も転入後のものを提出してください。
- ②貸付申込時に①の手続きが間に合わない場合は、住民票の移動を条件に貸付の可否を決定します。
- ③申込者、連帯保証人のうち複数名が記載されている場合は、その分の住民票を兼ねることができます。
- ④外国籍の場合は在留資格が明記された住民票をご提出ください。在留資格の種類により追加書類等を依頼する場合があります。

(注 3) マイナンバー（個人番号）の記載がある書類について

- ①住民票など、で個人番号（マイナンバー）の記載がないものを準備してください。
- ②個人番号（マイナンバー）が記載されている書類の場合には、必ず番号をマスキングの上、提出してください。

2 保育士業務への従事期間について

- ①詳細は 1 ページの「3 返還免除」をご参照ください。
- ②保育士登録後、免除の対象になる従事を開始した日の属する月から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- ③非常勤職員として勤務する場合、1 年あたり 180 日以上勤務する必要がありますが、1 日あたりの勤務時間数は問いません。
- ④免除の対象になる従事期間中に出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休職等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることが可能です。ただし、その間を免除のための業務従事期間として算定することはできません。

従 事 先 施 設 等 一 覧

※免除のための従事期間として認められる従事先施設種別は以下のみです。また、保育士業務に従事する必要があります。

区域	法令・通知等		施設等種別
全 国			国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設 肢体不自由児施設「整肢療護園」 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
東 京 都 及 び 東 日 本 大 震 災 等 の 被 災 県 (注) の 施 設	児 童 福 祉 法	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
		第6条の2の2第3項に規定	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
		第7条に規定	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所（認可保育所）
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター
			里親支援センター
		第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6に規定	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア）第59条の2の規定により届け出をした施設（認証保育所、認可外保育所）
			イ）アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設
			ウ）雇用保険法施行規則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設
			エ）「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			オ）国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
			家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
			病児保育事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	放課後児童健全育成事業（学童保育）
			一時預かり事業
			乳児等通園支援事業
	学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ※補足要件：①～③をすべて満たすこと⇒ ①一時預かり事業（幼稚園型）または私学助成による預かり保育に該当、②週5日、年間200日以上実施、③教育時間前後に4時間以上実施 令和7年度末までに「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
	子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法	第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に決める基準に該当する施設	第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に決める基準に該当する施設
		第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定	企業主導型保育事業

修学生番号 (東社協記入) HJ		東京都社会福祉協議会 保育士修学資金就職準備金 貸付申込書						
養成施設		東京保育人材専門学校		学科・課程		保育学科		
入学年月		2024年4月入学〔申込年度2年生〕		卒業年月(予定)		2026年3月卒業予定		
申込 人	フリガナ	トウキョウ ハナコ				☐ 中高年離職者 該当する場合はチェック ☑を入れてく		
	氏名	東京 花子						
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10				西暦と和暦の両方を併記してください。		
	電話(自宅)	03(1234)5678		携帯電話	090(1234)5678			
	生年月日	(西暦) 2006年12月1日 (18歳) (和暦) ☐ 昭和 ☒ 平成 18年						
連 帯 保 証 人	フリガナ	トウキョウ シンジロウ				090 東京		
	氏名	東京 信次郎						
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10				090 東京		
	電話(自宅)	03(1234)5678		携帯電話	090(1111)5678			
	生年月日	(西暦) 1980年5月11日 (45歳) (和暦) ☒ 昭和 ☐ 平成 55年						
	本人との関係	父						
	勤務先	(名称) 東京株式会社 (電話) 03(2222)2222 (住所) 〒222-2222 東京都千代田区飯田橋2-2						
	職業	会社員		年収	500万円			

借入希望総額	200,000 円
--------	-----------

「前年の収入金額」欄は必ず全員記入してください↓

生 計 を 一 に す る 家 族 の 状 況	氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の収入金額
	1 東京 花子	本人	18	東京保育人材専門学校	—	0円
	2 東京 信次郎	父	45	会社員	同居・別居	5,000,000円
	3 東京 保子	母	44	主婦	同居・別居	0円
	4 東京 太郎	弟	16	高校生	同居・別居	0円
	5				同居・別居	円
						収入金額合計
家庭の状況等						

2025年10月1日

東京都社会福祉協議会会長 様

私は「貸付申込みのしおり」を確認し、要件に該当するので、上記のとおり貸付を申込みます。
養成施設卒業後、返還免除の対象になるよう東京都内で保育士業務に従事することを目指しますが、返還が必要になった場合は貴会の指示に従い遅滞なく手続きの上借入金額を返還します。

自筆で署名・押印してください。
シャチハタは使用しないこと。
(連保人は署名・押印不要です。)

申込者氏名 (自署)

東京 花子



個人情報の取扱いについて

東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。保育士修学資金貸付等事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記 1 による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。

ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関(者)との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

① 保育士養成施設

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する保育士養成施設より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

② 指定施設等

申込、返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の指定施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。

③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地等の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記 3 による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合

② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合

③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者へ委託することがあります。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ（<https://www.tcs.w.tvac.or.jp>）に全文掲載しています。

【申込に関するお問合せ】
在学中の保育士養成施設

【制度に関するお問合せ】
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 人材情報室（資金係）
TEL 03-5211-2911（受付：平日 9～17 時）

